

問 6 「行政連絡業務交付金とは，どのようなものですか」

町会には，市から「行政連絡業務交付金」というものが毎年交付されていますが，この制度について説明してください。

また，交付金の使途は決められているのでしょうか。

答 「行政連絡業務交付金は，住民の皆さんで使い道を決めてください」

市は，各町会に各種の行政連絡業務をお願いしています。

こうした業務について市は，行政連絡業務交付金として各町会に毎年交付しています。（⇒次ページ参照）

当該交付金の使途については，町会の会計に計上した上で，各町会におまかせしていますが，町会員のみなさんで十分協議して決定していただきたいと思います。

参考として，主な使途には，次のような例が考えられます。

- 町会の運営費として使用する。
- 町会長や役員の業務は非常に多岐にわたっているにもかかわらず，事実上無償のボランティアであるため，町会長や役員の必要経費等の実費弁償として使用する。
- 実際に行政連絡業務に携わった方の経費として使用する。

（次ページへ続く）

★ 交付金の根拠

柏市行政連絡業務規則（⇒ 103 ページ参照）

★ 交付金の積算…①と②の合計額とします。

① 均等割 ア：町会世帯数が 400 世帯までの町会

・ 17,500 円

イ：町会世帯数が 400 世帯を超える町会

・ アに 400 世帯ごとに 17,500 円
を加算した額

② 世帯割 町会世帯数に 330 円を乗じて得た額

積算例（町会世帯数 500 世帯の場合）

① 均等割 17,500 円 + 17,500 円

= 35,000 円

② 世帯割 500 世帯 × 330 円 = 165,000 円

① + ② = 200,000 円

【問い合わせ先】

◎ 市民活動推進課

TEL：7167-1126